

2019年4月 発送分から「ねんきん定期便」が一新しました!

ここが変わった!

日本年金機構が、国民年金および厚生年金保険の加入者に、毎年1回、誕生月に送付している「ねんきん定期便」が、**2019年4月発送分から一新**しました。これまでの「ねんきん定期便」の問題点等を見直し、もっと見やすく・わかりやすく・気づきやすい形式になっています。

新しい「ねんきん定期便」のポイント!

- もっと見やすく** 文字数を減らして文字を大きく
- もっとわかりやすく** 保険料納付による受給額の増加や受給開始を遅らせた場合の最大42%増についてイメージ図を加えて目立つ位置に配置
- もっと気づきやすく** 節目年齢(35・45・59歳)に送付する封書に受給開始に関するリーフレットを同封

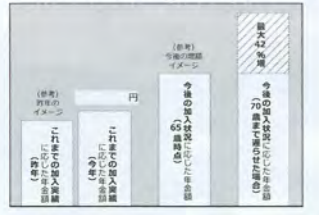


表面【50歳以上の方】「ねんきん定期便」の見方

ここが変わった!

受給開始を70歳まで繰り下げた場合、**年金額が最大で42%増**となることをイメージ図で明示。50歳未満には、保険料を納付することで受給額が増加するイメージ図も加わります。

【表面】50歳未満の方イメージ図



照会番号	公務員共済の加入者番号	私学共済の加入者番号	※お問い合わせの際は、照会番号をお知らせください。
お客様へのお知らせ			
①年金の受給開始時期は、60歳から70歳まで選択できます。 ②年金受給を遅らせた場合、年金額が増加します。(70歳を選択した場合、65歳と比較して最大42%増)			
(参考) 節税イメージ 70歳まで繰り下げた場合、最大42%増			
1. これまでの保険料納付額(累計額)			
(1) 国民年金保険料(第1号被保険者期間)	円		
(2) 厚生年金保険料(被保険者負担額)	円		
一般厚生年金期間	円		
公務員厚生年金期間	円		
私学共済厚生年金期間	円		
(1)と(2)の合計	円		

公務員や私学教職員だったことがある方は、番号と月数を記載。

最近の保険料の納付状況を確認。
●裏面から表面への掲載に変わりました。

年金加入期間等の納付記録に漏れや誤りがある場合

年金加入記録回答票に必要な事項を記載のうえ、お近くの年金事務所に提出してください。年金加入記録回答票は、日本年金機構のホームページからダウンロードまたはお近くの年金事務所にお問い合わせください。

封書(節目となる年齢(35・45・59歳)の方)の場合は、同封されています。

裏面【50歳以上の方】

2. これまでの年金加入期間(老齢年金の受け取りには、原則として120以上の受給資格期間が必要です)					
国民年金(a)	国民年金(c)	船員保険(c)	年金加入期間合計(表納月数を除く)	合算対象期間等	受給資格期間
月	月	月	月	(d)	(a+b+c+d)
厚生年金保険(b)					
一般厚生年金	公務員厚生年金	私学共済厚生年金	厚生年金保険計		
月	月	月	月		

必ずご確認ください!
これまでの国民年金保険料および厚生年金保険料等の納付記録を記載。

送付時点の状況が今後も継続した場合の年金見込額を記載。
●記載の年金額および年金見込額は、転職や退職等により変動します。

目の不自由な方に、年金加入期間等の情報を音声でご案内。
●音声コードを専用の読み取り機または携帯電話・スマートフォンのアプリケーションでスキャンすると、「ねんきん定期便」の内容を読み上げてお知らせします。

「ねんきん定期便」に関する詳細は…

日本年金機構のホームページ ⇒ 年金Q&A ⇒ ねんきん定期便 でご確認ください。

協会けんぽに加入されている事業所様へのご案内です

健診を受けて健やかな未来を!

協会けんぽでは加入者のみなさまの健康の保持・増進のため、健診の受診を推進しており、その一環として、健診費用の一部を補助しています。



生活習慣病予防健診の魅力な3つのPOINT!

自己負担額最高 7,038円

胃がん・肺がん・大腸がん検査を含む健診は通常2万円前後の費用がかかりますが、自己負担額最高7,038円*で受診できるお得な健診です!

*本年10月1日に消費税が8%から10%に変更された場合、10月1日以降に実施される健診については7,169円

労働安全衛生法の定期健診項目を含みます

労働安全衛生法の定期健診項目*を含んでおり、胃がん、肺がん、大腸がん検査等の項目もセットで受診できます!

*血糖検査を空腹時血糖か随時血糖(食事開始後3.5時間以上経過していること)にて測定した場合

無料で特定保健指導を実施

健診結果からメタボリックシンドロームの予防が必要と思われる方に、無料で受けられる**特定保健指導**を実施しています。

*生活習慣病予防健診は、35歳から74歳までの被保険者(ご本人様)が対象です。

健診受診までのながれは簡単な3STEP!

- 1 受診したい健診実施機関へ予約**

神奈川県内約140の健診実施機関からご希望の健診実施機関を選択し、電話にて受診日をご予約ください。(協会けんぽ契約の全国約3,000の健診実施機関でも受診できます。)
- 2 健診申込書を協会けんぽに郵送**

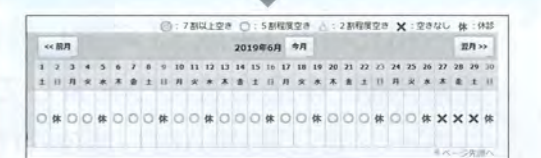
健診実施機関へのご予約だけでは補助は受けられません。必ず健診申込書を協会けんぽへお送りください。(FAXでの受付はしていません。)

*健診申込書は年度末に事業所宛にお送りしています。
- 3 健康診断を受診**

受診日当日は、健康保険証と自己負担額等をお持ちください。生活習慣病予防健診の検査項目すべてを受診してください。体調不良等や医師の判断以外で検査を省くと補助が受けられません。

健診実施機関の予約状況(空き状況)が確認できる予約状況照会サービスをはじめました!

- 月別・日別の予約状況が確認できます。
- 予め混雑状況を確認することでスムーズに予約がとれます。



*詳細は協会けんぽ神奈川支部のHPをご覧ください。